

令和 7 年 7 月 3 日
小樽開発建設部

特殊車両の取締りを行いました

～計測車両全 2 台に違反なし～

小樽開発建設部では、道路を違法に利用している車両を排除し適正な利用を促進するため、下記のとおり特殊車両（寸法を超える大型車両）の取締りを行いました。

2 台計測しましたが、いずれも許可条件を遵守しており、違反はありませんでした。

無許可又は通行許可条件に違反した特殊車両は、交通上の支障となり重大な事故を引き起こす可能性がある上、橋や路面舗装を傷つけたり、道路附属物の破損を起こす一因となっています。

特に、重さを違法に超過した車両が道路の劣化に与える影響は非常に大きく、国土交通省では「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」（※）に基づき、違反者対策の強化を進めています。

小樽開発建設部では、皆様に安心して道路を使っていただけるよう、今後も特殊車両の取締りを進めていきます。

記

- 1 実施日時 令和 7 年 6 月 24 日（火） 9：30 ～ 11：30
- 2 実施場所 一般国道 5 号 小樽車両計測所（小樽市新光：別紙参照）
- 3 取締結果 計測車両 全 2 台 （違反なし）



ShiriBeshi
「世界の後志」を目指して

【道路管理者からのお願い】

特殊車両の運行に携わる方におかれましては、特殊車両通行許可制度への一層の御理解と御協力をお願いするとともに、申請手続についてお気軽に申請窓口（札幌開発建設部：011-611-4160）までご相談ください。

※「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」は国土交通省ホームページで御覧いただけます。 https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000420.html

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 小樽開発建設部
公物管理課 課長 牧野 恒 （電話 0134-23-5259）
公物管理課 課長補佐 瀬戸 博良（電話 0134-23-5259）
（小樽開発建設部ホームページ） <https://www.hkd.mlit.go.jp/ot/>



特殊車両取締り 実施場所(新光)



国土地理院地図



小樽市新光
国道5号 小樽車両計測所
上り:函館方面

国土地理院地図

特殊車両取締実施状況

■ 寸法測定状況



STOP!
無許可
運行

特殊車両の通行には 許可が必要です!!

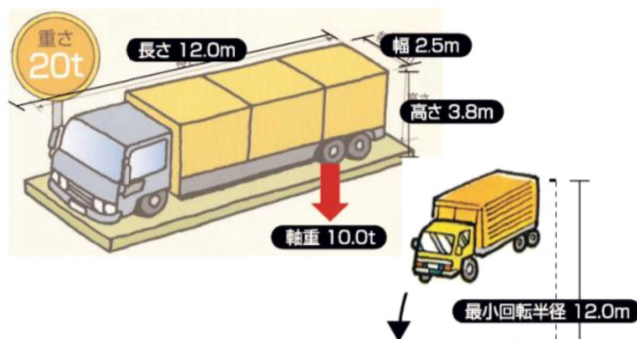
ルールを守って安全運行。国土交通省からのお願いです。



特殊車両通行許可制度とは?

道路はみんなの財産です。最近、車も、運搬される貨物も大型になり、重量も重くなっており**道路が壊される**事故が増えています。せまい道路に大型車を通行させたり、一定の大きさや重さをこえる車(特殊車両)を通行させるときは、**道路管理者の許可**を受けるように、**道路法で定められています**。

下記の基準値をひとつでも超えると「特殊車両」です。



みんなの道路が悲鳴をあげています!

道路を傷つける原因のひとつとして、**無許可や通行条件違反で通行**することがあげられます。ルール無視の車両が、**道路や橋に与える影響は多大**です。特に重量超過の車両が道路に与える影響は、非常に大きなものがあります。**ルールを守った運行**で、道路への悪影響を最小限に抑えましょう。

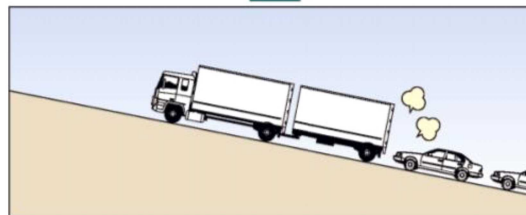
重量オーバーはこんな問題を起こします。

橋が傷んでいます。



●橋が壊れている様子。

円滑な交通の流れを
妨げています。



●坂道で速度があがらず交通に影響を与えている様子。

ひび割れや
わだちなどの発生。



●舗装のひび割れの様子。